

『地下水に着目した法定外普通税のあり方についての報告書』について

経

- 近年、本県では、人口減少・少子化の急速な進行、税の主要な担い手である生産人口の大幅な減少など、社会経済活動への影響が懸念
- 医療・介護等の社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれるとともに、財政面では、県税等の自主財源比率が低い水準で推移するなど厳しい状況
⇒ 県にとって自主財源の確保が急務である中、平成31年3月、県議会が知事に対して『地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言』を提出

《政策提言》 県に対して自主財源確保の方策となる、地下水に着目した新たな法定外普通税の導入に向けた検討を早急に進めるよう求める

緯

- 県は、政策提言を踏まえ、令和元年8月、租税法等の学識経験者などからなる『山梨県地方税制等検討会』を設置し、本格的な議論を開始
《検討会》 法定外税の導入の是非などの政治的な判断を必要とする論点の検討を目的とせず、仮に制度を導入する場合に想定できる複数の税制案の論点整理や制度化に当たっての留意事項等について議論を実施
- 令和4年3月までの間、9回にわたる検討会を開催し、議論を重ね、今般、検討結果について別冊のとおり報告書として取りまとめ
⇒ 報第44号「地下水に着目した法定外普通税のあり方に関する検討結果報告の件」として、本日、追加報告させていただいたもの

地下水に着目した法定外普通税のあり方についての報告書

【はじめに】

検討会における検討に至った経緯、検討会での議論等

第1章 山梨県の財政状況

本県の厳しい財政状況、特に自主財源比率が全国でも下位の水準である状況下において、課税自主権の活用である今回の『地下水に着目した法定外普通税の検討』を財源確保対策の一環として位置付け

第2章 山梨県における地下水利用の状況

軟水が多く、癖がなく飲みやすい良質な本県の地下水は、飲料関連での採取量が多く、特に、本県のミネラルウォーター生産量は、全国で1位で、右肩上がり推移しており、本県の規模にも関わらず、40%超という極めて高い全国シェアを占めている状況

第3章 地下水に着目した法定外普通税の検討

- 案A『地下水の採水行為に対する課税』と案B『地下水の移出行為に対する課税』の2案について、それぞれ課税標準・客体、納税義務者、徴収方法等に関して考え方や課題等を整理

※ さらに、案Bは、「地下水をそのまま製品化した飲料」（案B-1）と、これに「地下水を主成分として製品化した飲料（氷雪を含む）」を加えたもの（案B-2）に区分される。

- 案Aと案Bの両案について、納税義務者の範囲、地下水の価値、公平な課税の実現可能性、総務大臣の同意基準、応益性についての団体意見の各項目において比較検討
- 検討の結果、仮に導入する場合の制度として案B『地下水の移出行為に対する課税』の方が望ましいとの結論

第4章 今後の制度設計に当たっての留意事項

今後、税率を含めた具体的な制度設計を行う際に必要となるいくつかの事項に関する留意点（中小企業への配慮・免税点、税率、義務履行担保措置、導入時期、その他）

第5章 まとめ

検討会として、仮に導入する場合の制度として案B『地下水の移出行為に対する課税』の方が望ましいと集約するに至ったこと、仮に今後具体的に制度設計を行うこととなった場合における更なる留意点等